

くみあいニュース No. 210

2025. 2. 14 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

第 1 回 労使協議

業務系教員の導入に伴う給与関係規則の一部改正、 給与法改正に伴う給与関係規則の一部改正、 常勤教員に係る業績評価実施要領の一部改正、兼業規則の一部改正、 育児・介護休業法改正に伴う関係規則の一部改正について

2025 年 2 月 10 日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は過半数代表の梅原先生、堀元先生から既に報告いただいておりますが、概要は下記の通りです。組合にご意見をお寄せくださる場合は 2 月 17 日(月)までにお願いします。なお、第 2 回労使協議も 2025 年 3 月 3 日(月)に予定されています。

1) 業務系教員の導入に伴う給与関係規則の一部改正について(資料 1)

情報基盤センターの設立などに伴い情報科学センターおよび産学公連携に係る教員について、業務系教員として取り扱うことになるとのことです。業務系教員は、学長が必要と認める学内の「管理運営業務及び専門的業務」を担当する教員であり、学系の所属から外れ、既存のいずれかの(支援)組織に所属することになります。主な改正内容は以下の通りです。

- * 大学の給与規則に業務系教員に関する適用区分を追加
- * 業務系教員向けの外部資金獲得支援手当及び特許権等譲渡支援手当を支給が可能
- * リサーチアドミニストレーターに関しても同様に措置

これらの改定は、2/13(木)の役員会で承認後、4/1(火)より施行されます。

2) 給与法改正に伴う給与関係規則の一部改正について(資料 2)

令和 6 年の国家公務員の給与関係法令の改正に準じ、職員給与と規則等について所要の改正が行われます。

- * 年棒制適用者を除き、月例給を国家公務員の例に準じて改定(平均 2.76%の引上げ)
- * 賞与も勤勉手当相当分の支給月額を年間 0.10 月分引上げ
- * 年棒制適用者の給与も、月給制の改定内容に準じるように年間支給額をベースに改定
- * 級地区分の見直しにより、地域手当は現行の 5 級 10%から 4 級 8%に 2 年かけて引下げ
- * その他、配偶者に係る手当の廃止(子は引上げ)のほか、通勤手当、単身赴任手当なども改定

これらの改定は、月例給については R6/4/1 に、賞与は R6/12/1 に遡及適用され、残りは R7/4/1 より施工されます。

3) 常勤教員に係る業績評価実施要領の一部改正について(資料 3)

常勤教員に対する新たな業績評価制度を導入することに伴い、所要の改正が行われます。現状の評価法ではデータのアップデートの時期などに問題があり、納得性の高いものになっていないという指摘があったことから、それぞれが評価して欲しいことを記述する形式に戻すこととなります。今後はよりシンプルな形式の DX 化を検討していただくとのことです。主な内容は以下の通りです。

- * 学系所属教員については、「研究」、「教育」及び「社会貢献、国際貢献、地域貢献及び大学運営」について評価

- * 「研究」は学系長が、「教育」は学域長が、そのほかは学長が指名する副学長が第1次評価者
 - * 学系以外に所属する教員については、主に「大学運営」について所属組織の長を第1次評価者として評価
 - * 人事委員会が第1次評価の結果及び勤務状況をもとに全学的、分野横断的な見地から総合的な評価を行った上で、学長が最終評価を決定
- これらの改定は評議会で承認後、R7年より施行されます。

4) 兼業規則の一部改正について（資料4）

国家戦略としてスタートアップ創出の動きを受けて、学内体制の整備が行われます。また、業務系教員制度の導入に先立ち、本来の職務と関連があり、実務経験上必要と認められる兼業（弁護士、弁理士等）を認めるための改正、および令和4年度の監事意見において指摘された「兼業の定義の明確化」および「兼業許可基準の文言の再検討」に対応するための所要の改定が行われます。以下が主な改正点です。

- * 研究成果活用型兼業における経営責任者としての兼業を許可
- * 「弁護士等の事業」について、兼業の許可基準および申請様式等を改定
- * 兼業の定義・制限の文言を修正・整理、教育関連および行政機関等の兼業の許可基準の追加、兼業の更新に関する規定の追加

これらは2/13の役員会で承認後、R7/4/1より施行されます。

5) 育児・介護休業法改正に伴う関係規則の一部改正について（資料5）

育児・介護法の改正に伴う「育児のための所定外労働（残業）の制限」および子の看護休暇の見直しによる「休暇取得事由」の拡大のための所要の改正が行われます。以下が主な改正点です。

- * 時間外勤務の制限対象を拡大
- * 子の看護休暇の取得事由の拡大

これらは2/13の役員会で承認後、R7/4/1より施行されます。

お困りごとはお近くの執行委員または職員組合までご連絡ください。

職員組合の連絡先：kitsu_shikko@googlegroups.com